

長崎県看護キャリア支援センター指定管理者募集要領

県内における質の高い看護職員の安定的確保を目的として設置する長崎県看護キャリア支援センターの管理運営業務を効率的かつ効果的に実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び長崎県看護キャリア支援センター条例（平成 26 年長崎県条例第 53 号。以下「条例」という。）第 2 条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を募集します。

1．施設の名称及び所在地

- （１）名 称：長崎県看護キャリア支援センター（以下「支援センター」という。）
- （２）所在地：佐世保市平瀬町 3 - 1

2．施設の概要等

（１）施設の設置目的

支援センターは、条例に基づき、県内における質の高い看護職員の安定的確保を図るため、卒後研修の充実を通じた、定着促進、離職防止、再就業支援等を行う拠点施設として平成 27 年に設置しています。

（２）施設の沿革

支援センターは、施設の設置目的に基づき、県が設置している施設であり、佐世保市立看護専門学校との合築です。

（３）施設の構成

- ＲＣ造 3 階建の 1 階部分（1029.6 m²）、所管面積（961.20 m²）
- 専用面積（942.63 m²）、共有面積 59.67 m²（うちセンター所管 18.57 m²）
- 共有部分：玄関及び階段下倉庫
 - ・事務室（47 m²）
 - ・研修室 3 部屋（各 76.5 m²）
 - ・実習室（スキルトレーニング室）（115 m²）
 - ・更衣室（23 m²）
 - ・多目的コーナー（自学、図書、交流）（182 m²）
 - ・演習室 3 部屋（各 15 m²）
 - ・相談室（27 m²）
 - ・倉庫（67 m²）
 - ・給湯室
 - ・多目的トイレ及び男・女トイレ
 - ・階段下機械室（下部消火ポンプ槽）加圧ポンプユニット、消火ポンプユニット
 - ・空調室外機 2 組
 - ・電力設備（フェンス 29mを含む）、受水層
 - ・外灯 5 基、ポーチ用照明 3 基、壁灯 4 基、出入口屋外灯 2 基、

- ・植栽（マメツゲ）
- ・屋外フェンス、側溝、溜枳
- ・付属倉庫、屋外ごみ入れ（佐世保市立看護専門学校と共用）

（４）主な備品等の状況

- 備品一覧（添付資料 P 20 ～ 24 ）
- シミュレーターリスト（添付資料 P 25 ～ 26 ）

3．指定管理者が行う管理運営の基準

適正な管理運営の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項は、次のとおりです。

（１）開館日

当施設の開館日は、原則として、次に掲げる休館日を除いた日とします。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）

ただし、指定管理者が必要であると認めるときは、知事の承認を得て、これを変更することができます。

（２）開館時間

午前 10 時から午後 6 時まで

ただし、指定管理者が必要であると認めるときは、知事の承認を得て、これを変更することができます。

（３）公平な利用の確保

支援センターの管理にあたっては、施設の汚損、破損等の恐れがある場合、申請者又は利用者が非社会的団体及びその利益となる活動を行う者である場合を除き、施設を利用しようとする者の公平な利用を確保して下さい。

（４）利用料金

支援センターの管理にあたっては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく「利用料金制度」を採用します。

利用料金制度とは、利用者が支払う受講料や使用料等の利用料金を直接指定管理者の収入とすることができる制度です。したがって、その管理運営に係る収支について、一定の責任を負うことになるので、施設の利用を促進し、収入の確保を図る努力が求められます。

なお、利用料金は、条例第 11 条第 4 項の規定に基づき、当施設と規模、形態において類似の施設の同種料金と比較して、均衡のとれた設定が求められます。

また、指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認められるときは、利用料金を減額又は免除することができることとします。なお、その取扱いについては、次の基準によるものとします。

- 1) 災害等非常時において、国、地方公共団体から利用の要請があった場合は、利用料金は免除するものとする。

- 2) 災害その他利用者の責に帰すことができない理由により施設の全部又は一部を利用できない時は、利用料を免除又は応分の減額をするものとする。
- 3) その他特別の理由があるときは、利用料を免除又は応分の減額することができるものとする。
- 4) 研修内容によっては指定管理者の判断により受講料を無料とすることができるものとする。

(5) 管理運営を通じて取得した個人に関する情報の取扱い

指定管理者は、長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項「安全管理措置」のため、別途締結する協定書に添付する、「別記 個人情報取扱特記事項」を遵守してください。

また、個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

（支援センターの管理運営業務に従事しなくなった後もその対象となります。）

違反した場合は、法に規定する罰則の適用があります。

(6) 関係法令の遵守

指定管理者が、支援センターの管理運営業務を行うにあたっては、条例、長崎県看護キャリア支援センター条例施行規則（平成26年長崎県規則第32号。以下「施行規則」という。）、その他の関係法令を遵守する必要があります。

4. 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとします。そのうち県負担金の対象となるものは（1）から（5）までとしますが、これらを通じて県内全域で質の高い看護職員の安定的確保を図るため、支援センター外に出向いて行う業務もあります。

なお、業務内容の全部または主要な部分を、第三者に委託することはできませんが、部分的な業務の委託については、第三者に委託することができるものとします。

(1) 看護職員に対する各種研修の企画・運営

再就業支援、定着促進、離職防止、資質向上を目指した看護職員に対する各種研修の企画・運営とインターネット環境を活用した研修配信を行うこと。

復職・就業支援、福祉施設支援

最新の医療・看護の知識・技術の習得等、講義やシミュレーター等を活用した技術演習を取り入れた研修

院内教育体制の充実支援

離職率が高くなっている階層を対象とした講義やシミュレーター等を活用した技術演習を取り入れた研修

実習指導者講習会や各医療機関で行われる看護師の院内教育の充実に向けた指導者育成研修及び自施設での研修が困難な医療機関を対象とした研修

医療機関と教育機関の連携支援

医療機関と教育機関（学生、教員）の連携支援を目的とした研修、看護研究の支援等

- (2) 広報、看護職員のキャリアアップ及び再就業等を支援するための相談業務
支援センターの研修内容等を看護職員等に広く情報発信するとともに、電話、ファックス、メール、面談等による看護職員のキャリアアップ及び職場復帰等を支援するための相談業務（職業相談を行うには長崎労働局へ職業紹介事業の申請が必要となりますが、指定管理者に申請等行っていただきます）
- (3) 支援センターの利用等に係る利用料金等に関する業務
支援センターの利用料金の設定、徴収、研修室等の利用申込みの受付、利用許可、開錠及び利用後の確認など（利用料金については指定管理者の収入とし支援センターの運営経費に充てるものとします）
- (4) 支援センター及びその附属設備の維持管理及び修繕
支援センター及びその附属設備（備品等を含む）の維持管理（点検、清掃等）
支援センター及びその附属設備（備品等を含む）の軽微な修繕
修繕については、1件当たりの修繕費が10万円までの軽微な修繕とし、それを超える大規模なものは、県で対応します。
指定管理者が管理する施設の範囲は、支援センター敷地内施設及びその附属設備とします。ただし、建物については、1階の支援センター専用部分と佐世保市立看護専門学校との共用部分（玄関と階段下倉庫）となります。（「長崎県看護キャリア支援センター指定管理者募集要領」添付資料P28～34参照）
また、支援センターの光熱水費等の支払いについては、指定管理者の業務として事業計画書を作成してください。（「長崎県看護キャリア支援センター指定管理者募集要領」添付資料P27参照）
- (5) その他支援センターの設置の目的を達成するために必要な業務
研修ニーズの把握、支援センター業務に関する問い合わせ等の対応
支援センター職員の資質向上に関すること
研修状況等の統計資料の作成、収支予算・決算、事業計画・報告等に関すること
- (6) 独自企画による研修の企画運営
指定管理者が独自に、参加者からの負担金により企画運営する研修

5. 指定管理者の指定（予定）期間

- (1) 指定（予定）期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。
- (2) 指定（予定）期間は、議会の議決後、正式に決定されます。
- (3) ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、県は、公の施設の管理の適正を期するために行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命ずる場合があります。

6．管理運営経費等

支援センターの管理運営に要する費用は、利用料金及びその他の収入並びに県からの負担金をもって充てるものとします。

(1) 県が支払う負担金の対象となる経費

県が支払う負担金の対象となる経費については、提出された事業計画書に基づき、指定（予定）期間中にかかる基本協定書で定めます。

(2) 負担金の金額及び支払い

負担金の金額は、予算の範囲内で県が適正であると認める金額とし、具体的には、県と指定管理者が協議のうえ、毎年度締結する年度協定書で定めます。

支払い方法については、毎年度四半期ごとに前金払いで支払う予定ですが、詳細は年度協定書で定めます。

また、負担金の増額は、災害等の特別な場合を除き、原則として行いません。

ただし、事業の見直し等により業務内容に大幅な変動等が生じた場合には、負担金の額を減額することがあります。

(3) 県と指定管理者のリスク分担

指定管理運営業務に関する県と指定管理者のリスク分担については、「長崎県看護キャリア支援センター指定管理者募集要領」添付資料P 3 5 リスク分担表のとおりとし、同表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は県と指定管理者が協議のうえでリスク分担を決定します。

7．指定申請資格

指定申請書を提出することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす法人その他の団体とします。申請者は要件を満たしていることについて「誓約書」を提出してください。

なお、指定申請以降に要件を満たさないこととなった場合は、指定をしない又は指定を取り消すものとします。

なお、グループで応募する場合は、(11)の事項についてはその構成員のいずれかがその他の事項についてはその構成員全てが要件を満たすことが必要です。

また、本件に単独で応募した法人等が他の応募団体の構成員になること及び1つの法人等が複数の応募団体の構成員となることを禁止します。

(1) 長崎県内に主たる事務所を有する者であること

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び地方税（県税、市町税）の未納がない者であること

- (4) 国、又は長崎県及びその他の地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、または受けることが明らかである者でないこと
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（同法第 33 第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。（同法第 41 条第 1 項に規定する更正手続開始の決定を受けたものを除く。）
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと
- (8) 手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと
- (10) 法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと
- (11) 看護教育に携わった経験のある看護師免許を有する者を配置できること

8. 指定管理者の指定申請に関する提出書類

指定管理者の指定を受けようとするものは、施行規則第 2 条の規定に基づき、指定管理者指定申請書（様式）に、次に掲げる書類を添えて申請してください。

(1) 事業計画書（別添様式ア）

支援センターの管理方針に関する事項

支援センターの管理の内容に関する事項

1 管理体制に関する事項

(1) 職員配置に関する方針について

(2) 配置人員及び事務分掌について

(3) 職員の育成計画について

2 管理運営業務に関する事項

(1) 開館時間・休館日

(2) 看護職員に対する各種研修の企画・運営業務

(3) 広報及び看護職員のキャリアアップ及び職場復帰等を支援する相談業務

(4) 支援センターの利用に係る利用料金等に関する業務

- (5) 支援センター及びその附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (6) その他

収支計画に関する事項

(事業計画書作成上の留意事項)

税制改正については、既に公布された法律の内容を反映させて収支を見込み、消費税及び地方消費税の税率については、10.0%としてください。

ただし、消費税及び地方消費税の税率が上記から変更された場合は、改めて、変更後の税率で事業計画書の作成を指示する場合があります。

(2) 付属書類

定款、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類

法人にあっては、法人の登記事項証明書(3ヶ月以内に取得したもの)

役員の名簿及び履歴書

団体の概要に関する書類(別添様式イ)

指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における団体の事業報告書、貸借対照表、損益計算書

共同事業体協定書(グループで申請する場合のみ、様式は任意)

県税、市町税、消費税及び地方消費税の未納がない証明(直近1年間のもの)

なお、指定申請書を提出する日の属する事業年度に法人格を取得した団体にとっては、任意団体時の前事業年度における事業報告書、収支決算書及び財産目録。

また、複数の団体が共同して設立した団体で初年度の事業期間が終了していない場合は、構成団体それぞれの前事業年度における事業報告書、貸借対照表及び損益計算書。(構成団体に設立初年度の団体がある場合は、設立時の財産目録)

9. 募集要領の配付

令和6年8月9日(金)から令和6年9月13日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)、県の医療人材対策室で配布します。

また、県のホームページにも募集要領、資料、様式を掲載します。

(ホームページアドレス)

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/iryo/oshirase-iryo/shiteikanrisya/>

10. 指定申請書等の提出方法

(1) 提出先 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県福祉保健部 医療人材対策室 看護師確保推進班

(2) 提出期間

令和6年8月9日(金)から令和6年9月13日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時までとします。

(3) 提出方法

持参又は郵送してください。

ただし、郵送の場合は、提出期限の令和 6 年 9 月 13 日（金）午後 5 時必着とします。

（４）提出部数

提出部数は、正 1 部、副 8 部（副は複写可）の 9 部とします。

また、事業計画書及び提出された資料については、一切返却しません。

11．指定申請書等の作成及び提出上の留意事項

（１）指定申請書等の様式

指定申請書等は、日本工業規格の A 4 の大きさとしします。

ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認めます。

（２）指定申請書等の再提出

提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは、原則として認めません。

（３）提出された指定申請書等は、指定管理者の選定以外に使用しません。

（４）提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。

（５）申請受付後に辞退する場合には、書面にて提出してください。（様式は任意）

（６）指定申請書等の提出及びその他申請に係る費用については、全て申請者の負担とします。

12．募集説明会の開催

（１）開催日時 令和 6 年 8 月 21 日（水）午後 2 時から

（２）開催場所 長崎県庁 3 階 316 会議室
（長崎市尾上町 3 - 1）

（３）参加申込

参加を希望する団体は、令和 6 年 8 月 16 日（金）午後 5 時までに、団体名、代表者氏名、参加者氏名及び連絡先電話番号を明記の上、FAX または電子メールで長崎県福祉保健部 医療人材対策室 看護師確保推進班 へ申し込んでください。

（FAX 095-895-2423 E-mail : s04045@pref.nagasaki.lg.jp）

申込がない場合は、開催いたしません。

13. 指定管理者の指定

（１）指定管理者の選定については、条例第 5 条の規定に基づき、別添資料 P 4 「長崎

県看護キャリア支援センター指定管理者審査基準」により選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定します。

(2) 指定申請以降に、「7.指定申請資格」に掲げる要件を満たさないこととなった場合は指定をしないことがあります。

(3) 指定管理者の指定にあたっては、事前に県と協定書を締結することとなります。

14. 指定管理者の候補者の選定方法等

(1) 選定方法

選定にあたっては、公募による応募者の審査を行うために「長崎県看護キャリア支援センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、事業計画書等の提出書類の審査及びヒアリングを実施し、最も優れた申請者を指定管理者の候補者として選定します。ヒアリングの日時等については、後日連絡します。

(2) 選定委員会事務局の所管

選定委員会の事務局は、長崎県福祉保健部医療人材対策室に設置します。日時等については、指定申請書を提出した者（以下「指定申請者」という。）に後日連絡します。なお、選定委員会出席に要する経費は指定申請者の負担とします。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、指定申請者すべてに文書で通知します。

（令和6年11月上旬を予定）

15. 募集要領等に関する質問及び回答

(1) 受付期間

令和6年8月9日（金）から令和6年8月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで受け付けます。

(2) 受付方法

郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、下記「問い合わせ先」まで受付期間内に送付してください。

(3) 回答方法

ファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、随時質問内容と併せて閲覧に供します。

問い合わせ先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県福祉保健部 医療人材対策室 看護師確保推進班

TEL 095-895-2423 FAX 095-895-2573

E-mail : s04045@pref.nagasaki.lg.jp